

治療と仕事の両立支援

東京産業保健総合支援センター
産業保健専門職 上田 生子



東京産業保健総合支援センターの
キャラクター「さんぽくん」

もしも、同僚や部下、自分が「がん」になったらどうしますか？



「がん」と言われた時にまず考えること・・・

がん = 死 ？



仕事をやめさせられるかもしれない



今後の生活は？
家族や子供はどうなる？



仕事出来るかな。
辞めないといけなくなるかも



■ 確定診断を受ける前に仕事を辞める人も少なくない。

国立がん研究センターなどの調査（2015～18年）では、

○「がんの疑い」と説明を受けた時点で33.3%が離職を検討

○5.7%は確定診断を受けるため専門病院を受診するまでに離職

⇒離職理由は「周囲に迷惑をかけたくない」

「体力的に続ける自信がなくなった」

○初診から6カ月後までに離職していた人は12.4%

初診から2年後までに辞めていた人は16.2%

⇒離職理由は「周囲に迷惑をかけたくなかった」

「続けられるような支援制度が無かった」

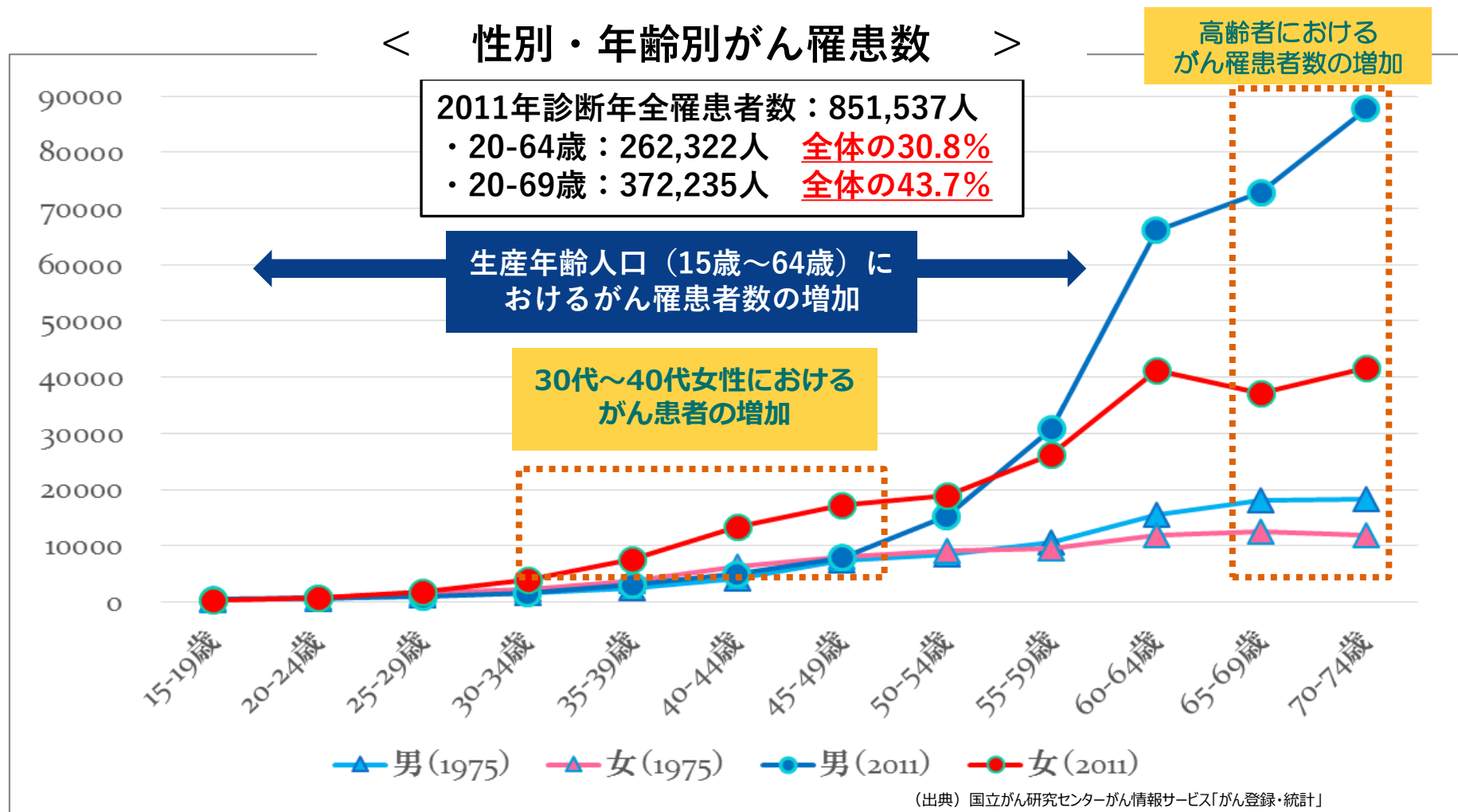
◎仕事を辞めず働くために必要な取り組みとしては....

- ・治療や通院のために短時間勤務が活用できること(52.6%)
- ・1時間単位の休暇や長期の休暇が取れるなど柔軟な休暇制度(46.0%)
- ・在宅勤務を取り入れること(38.6%)が上位を占めている

治療と仕事の両立支援を巡る 状況・背景

- ◇ 国民の2人に1人が『がん』に罹患すると推計されており、非常に身近な疾患となりました。
- ◇ 男性は45歳ごろ、女性は35歳ごろからがん罹患のリスクが上昇し、これは働く世代に相当します。

がん患者は増加しており、うち3人に1人は就労可能年齢で罹患



「がん」の意味が変わってきましたのです！

人口の
超高齢化

◆ 生存率の向上（5年生存率は約6割以上）

- ◎がんは長く付き合う慢性病になった
- ◎診断・治療後も社会生活が続くことが前提
- ◎がんになっても働ける

働く世代の
減少

- ◆ 新規がん患者の約3分の1は生産年齢人口（15～64歳）
- ◆ 約30万人の労働者が毎年新たにがん診断を受ける

◎近所や職場には、今、がんと向き合う人がいる

まとめ
と…

- ◆ 病名告知が当たりまえのことになった
- ◆ 治療が長期化し、入院から外来にシフトしている
(H8年 35.8日 → H23年 19.5日 35～64歳は15.1日 ※働く世代)

- ◎治療終了後も続く経過観察
- ◎「完全に治ってから復職」は非現実的



今後10年間で新たにがんと診断される 従業員数(推計)

全従業員数	今後10年間のうちに 新たにがんになる従業員数
50人だったら…	2.2人
100人だったら…	4.4人
300人だったら…	13.1人
1000人だったら…	43.7人

今、職場に
がん罹患者が
いなくても…

事業所

少子高齢化と生産年齢人口の減少の構造変化 ！

働く意欲と能力のある社員

培った経験・ノウハウのある社員

退職

企業に
大きな損失

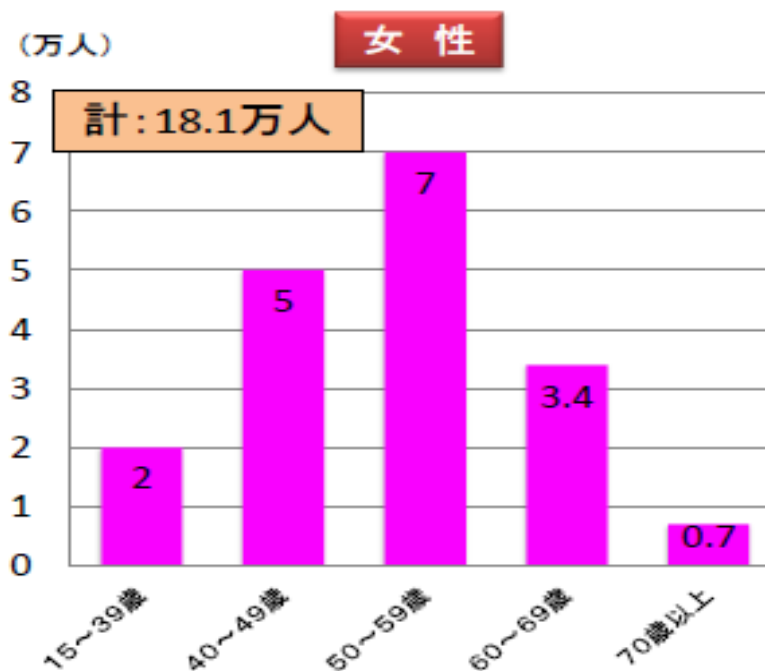
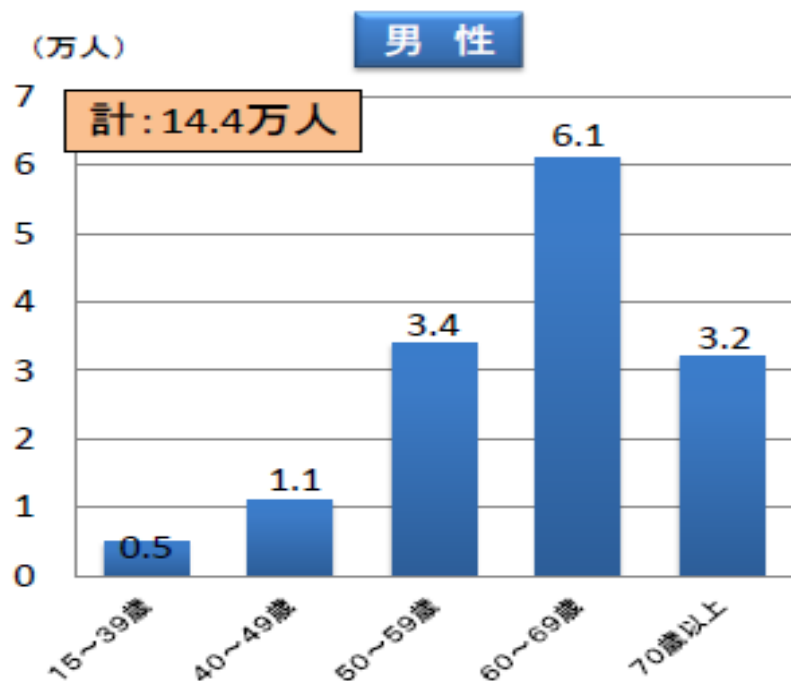


両立支援の必要性を感じている（企業規模別平均：86%から93%増）

がんを抱えながら生活し、働くことができるケースが増えました

仕事を持ちながら悪性新生物で通院している者

悪性新生物の治療のため、仕事を持ちながら通院している者は32.5万人いる



※ 仕事をもっているとは、調査月に収入を伴う仕事を少しでもしたことを行い、被雇用者のほか、自営業主、家族従事者等を含む。

資料: 厚生労働省「平成22年国民生活基礎調査」を基に同省健康局にて特別集計したもの

しかし、がんと診断されたとき、勤務者の34%が依願退職したり、解雇されています。

治療と仕事の両立支援について

※対象とする疾病：がん、脳卒中、心疾患、糖尿病、肝炎、その他難病等

※反復・継続して治療が必要となる疾病であり、短期で治癒する疾病は対象外

治療と仕事の両立支援の定義

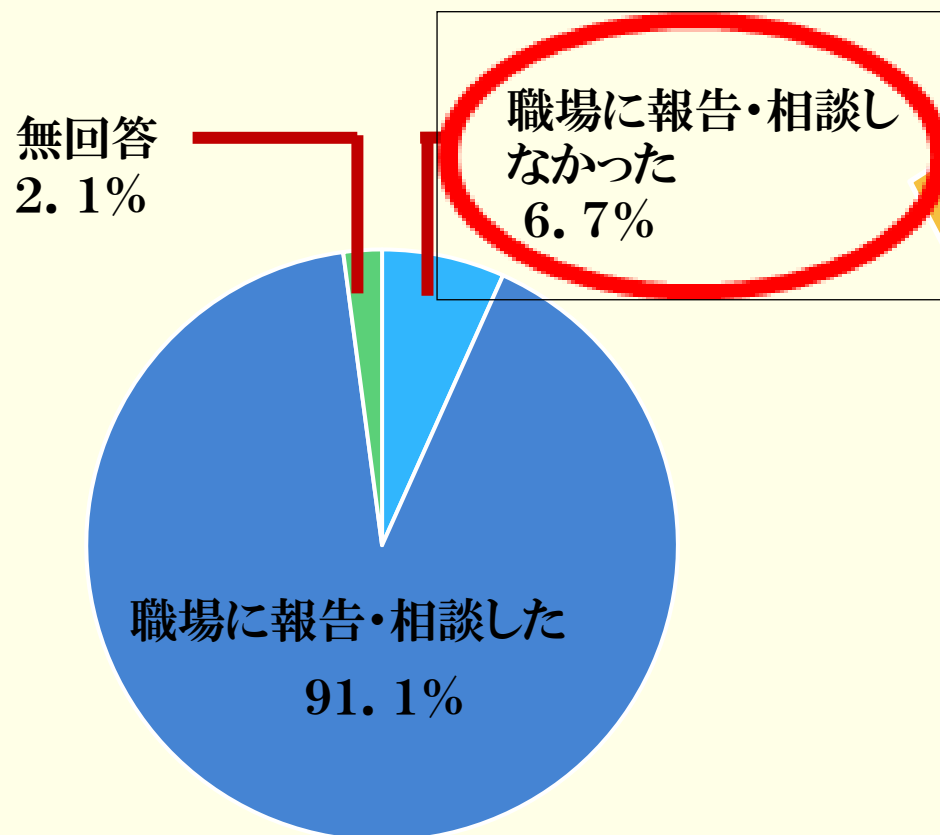
◆病気を抱えながらも、働く意欲・能力のある労働者が、

- ①仕事を理由として治療機会を逃すことなく、
- ②また、治療の必要性を理由として職業生活の継続を妨げられることなく、
- ③適切な治療を受けながら生き生きと働き続けられる社会を目指す取り組み

もし、がんと診断されたら…

～がんと診断されてもすぐに会社を辞めないで下さい～

がん患者の多くは、上司・同僚に相談しています。

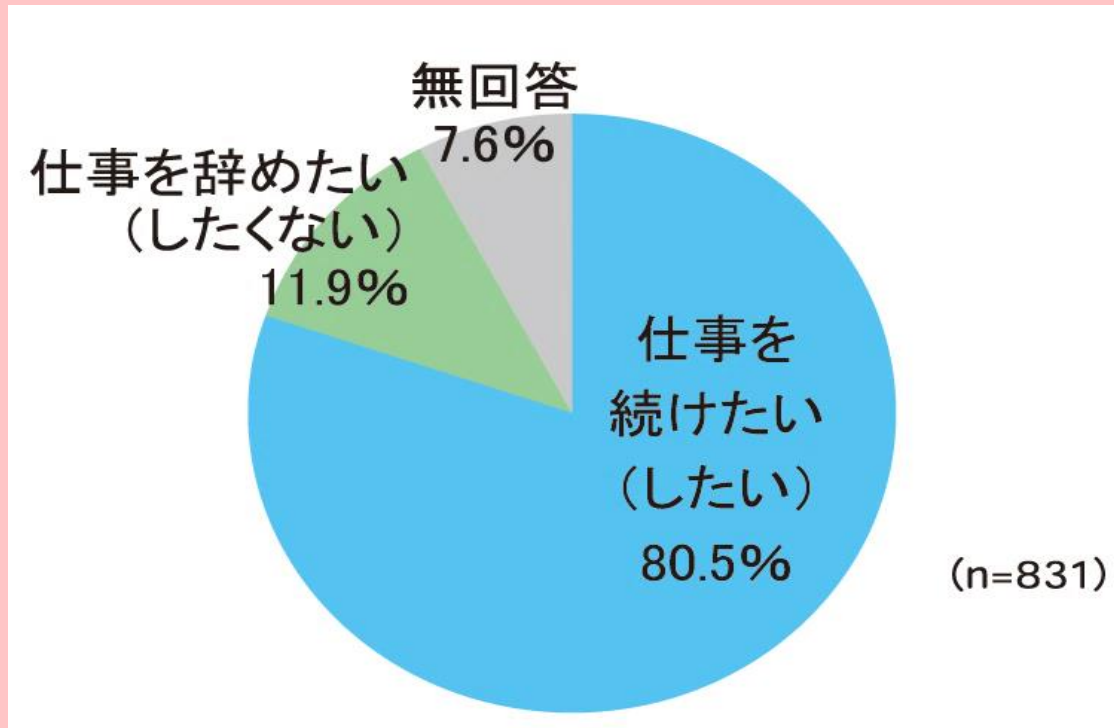


＜相談しない理由＞（複数回答）

- ・ 周囲に心配をかけたくなかったため (53.7%)
- ・ 報告・相談するまでもないことと思ったため (41.5%)
- ・ 仕事上、偏見を持たれたくなかったため (26.8%)
- ・ 解雇される心配があったため (7.3%)
- ・ 希望しない配置転換をされる心配があったため (7.3%)

* 出典：東京都福祉保健局「がん患者の就労等に関する実態調査」（平成26年5月）

がん患者の就労の意向



※出典：東京都福祉保健局「がん患者の就労等に関する実態調査」
(平成26年5月)

がんになっても、多くの人は働き続けたいと思っています！

「がん」になったと申し出があったら…



職場の管理監督者としての接しかた

- (1) 会社としてサポートするので仕事を辞める必要はなく、治療に専念するようにと安心させてください。
- (2) **本人・主治医に確認すべきこと** (ガイドラインの様式等を活用)
 - ①職場に戻りたい意欲があるか、②当面の治療スケジュール、
 - ③入院の要否(休職が必要か否か)、④勤務が可能か、
 - ⑤抗がん剤治療の有無、⑥副作用の可能性、⑦緊急連絡先 等
- (3) がん患者に休職、復職後の職場での理解・協力を得るために病状等を職場に伝える必要性の同意を得ること。
(この場合、個人情報保護法で本人の同意を必要とします)

両立支援活用への社内制度

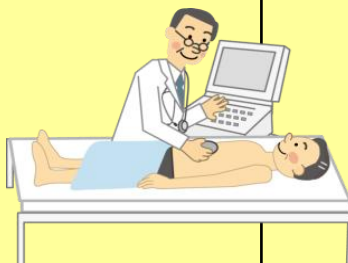


会社で準備できることから始めましょう・・・

休暇制度

入院・通院・定期検診
体調不良の際に活用

- ① 半日・時間単位年次有給休暇制度（5日労使協定可）
- ② 失効年次有給休暇積立制度
- ③ 私傷病休職制度など



勤務制度

体調や状況にあった
勤務調整を可能に

- ① 慣らし出勤制度
- ② 短時間勤務制度
- ③ 柔軟な時差出勤制度
- ④ 在宅勤務制度 など



個別の両立支援のすすめ方

① 労働者が事業者へ申出

- ・ 労働者から、主治医に対して、業務内容等を記載した書面を提供
- ・ それを参考に主治医が、症状、就業の可否、作業転換等の望ましい就業上の措置、配慮事項を記載した意見書を作成
- ・ 労働者が、主治医の意見書を事業者に提出



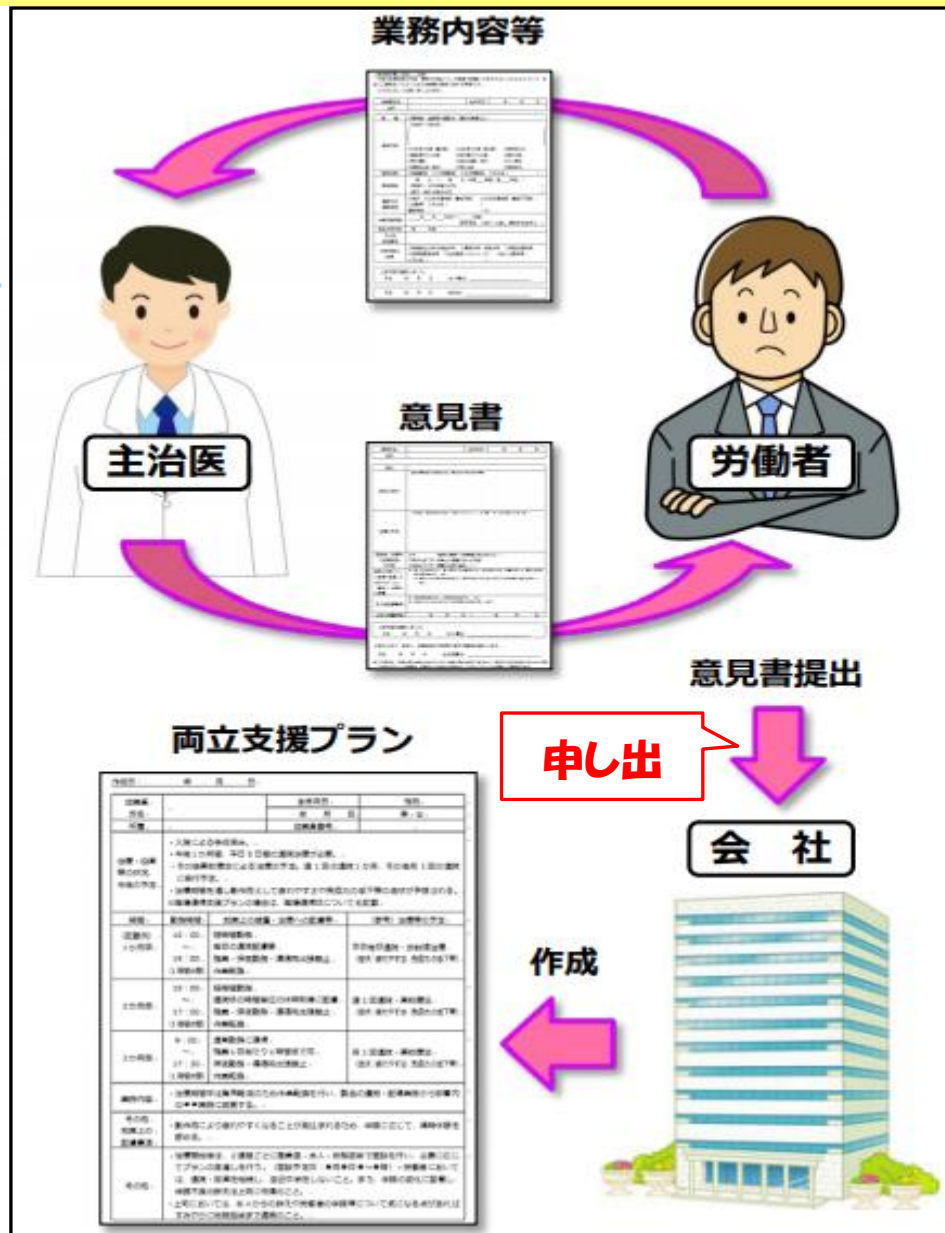
② 事業者が産業医等の意見を聴取



③ 事業者が就業上の措置等を決定・実施

- ・ 事業者は、主治医、産業医等の意見を勘案し、労働者の意見も聴取した上で、就業の可否、就業上の措置（作業転換等）、治療への配慮（通院時間の確保等）の内容を決定・実施

※「両立支援プラン」の作成が望ましい



治療と仕事の両立支援とは

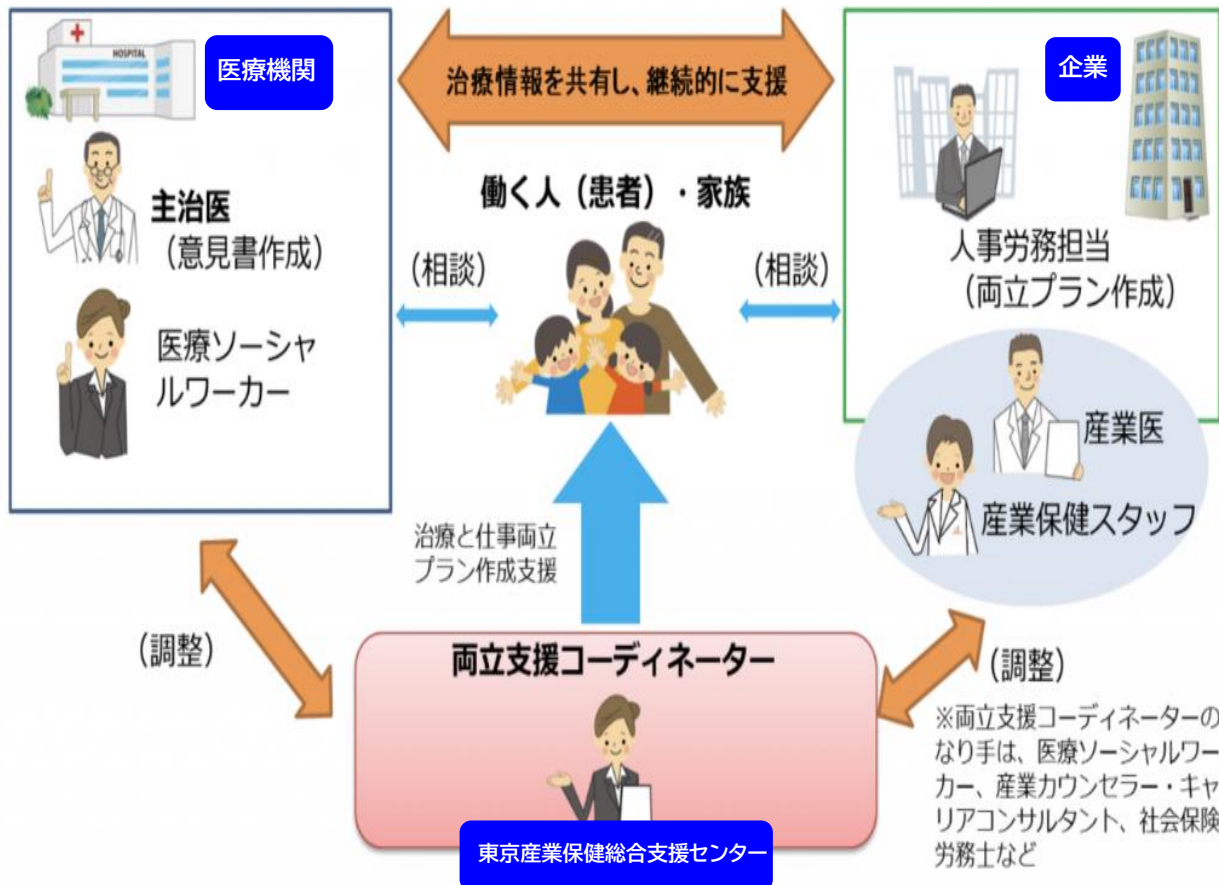
無料です！

病気を抱えながらも、働く意欲・能力のある労働者が、仕事を理由として治療機会を逃すことなく、また、治療の必要性を理由として職業生活の継続を妨げられることなく、適切な治療を受けながら生き生きと働き続けられる社会を目指す取り組みです。

(※両立支援の対象となる病気:がん、脳卒中、糖尿病、難病、若年性認知症など、**継続して治療が必要な慢性的なすべての病気**)

◆**両立支援コーディネーター(専門家)**が労働者(患者)に寄り添いながら、継続的に相談支援を行いつつ、主治医・企業・産業医と連携・調整を行い、治療と仕事の両立支援プラン作成などの支援を進めていきます。

【治療と仕事の両立に向けた支援のイメージ「東京産業保健総合支援センター概要」】



事業場における両立支援のための環境整備

- 事業者による基本方針の表明と労働者への周知
- 研修等による両立支援に関する社内啓発
- 相談窓口の明確化、社内における両立支援体制の整備
- 個人情報の取扱方法の明確化
- 治療内容や症状、業務内容や通院・通勤事情など個人の状況に配慮した休暇制度・勤務制度等の整備 (例) 時間単位の有給休暇、病気休暇、時差出勤、テレワーク、短時間勤務等



産業保健総合支援センターによる支援（両立支援）

お問い合わせ先
東京産業保健総合支援センター
03-5211-4480

全国の産業保健総合支援センター等では、平成28年度よりガイドラインに基づく企業の取組を支援するため以下の各種支援を実施

※産業保健総合支援センターとは、各都道府県に設置されており、事業場で産業保健活動に携わる事業主、人事労務担当者、産業医、産業保健スタッフ等に対して、研修や専門的な相談への対応等を行う支援機関のこと。

① 治療と職業生活の両立支援に関するセミナー、専門的研修を開催

事業者に対する啓発セミナー、産業医、産業保健スタッフ、人事労務担当者に対する専門的研修を開催

② 両立支援に取り組む事業場への訪問指導

専門家（両立支援促進員）が企業を訪問し、治療と職業生活の両立支援に関する制度導入や教育などについて、具体的な支援を実施

③ 関係者からの相談対応

治療と職業生活の両立支援に関する関係者からの相談に対応

④ 患者（労働者）と事業者との間の個別調整支援

専門家（両立支援促進員）が、患者（労働者）の就労継続や職場復帰の支援に関する事業場との個別調整について支援を実施

※厚労省のHPにあります。



「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」



「企業・医療機関連携のためのマニュアル（事例編）」

ホーム

センターご案内

研修のご案内

ご相談・お問い合わせ

産業保健活動に携わる皆様を応援します

開所時間

午前8時30分～午後5時15分
相談窓口は午後1時30分～午後4時30分
休日：毎週土・日曜日、祝祭日、年末年始

産業保健相談員
相談日のご案内

CLICK!!



さんぽくん

働く人の「こころ」と「からだ」の健康を無料でサポート！
「産業保健活動総合支援事業」について

俳優の谷原章介さんが詳しくご紹介します。



研修のご案内

認定
産業医
研修

産業保健
研修

その他
研修



センターご案内



ご相談・お問い合わせ

TOPICS

トピックス

■令和5年5月31日(水)
研修会(7月分)開催のお知らせ

7月開催の研修会内容を、下記(研修案内)より公開いたします。
-研修案内(令和5年7月分)-

※重要※

令和2年10月開業分から「日医認定産業医」研修会については、お1人

マイページ

研修の予約確認やキャンセル、会員登録の設置
はこちらからマイページへログインしてください

認定産業医の方

認定産業医以外の方

地域産業保健センター



メンタルヘルス
対策支援



治療と仕事の
両立支援

産業保健情報

ここを
クリック！

ホーム

センターご案内

事業者のご案内

ご相談・お問い合わせ

お問い合わせ先・お問い合わせ先住所・アクセス

治療と仕事の両立支援 サービス



相談・支援は無料です

両立支援とは、がんをはじめとした病気を抱えながらも働く意欲・能力のある労働者が、

- ★ 仕事を理由として治療機会を逃すことなく、
- ★ 治療の必要性を理由として職業生活を続けられることなく
- ★ 適切な治療を受けながら

生き生きと就労を続けられることです。

企業として、社員が治療を続けながら安心して働くことができる職場環境をつくりましょう

窓口での相談対応

治療と仕事の両立支援に関する相談に、電話・メール・面談（WEB含む）等により対応します。

個別訪問支援

企業の依頼を受けて、両立支援促進員や保健師など専門家が訪問し、治療と仕事の両立支援に関する制度導入支援や意識啓発を図る教育を実施します。

事業者啓発セミナー

「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」等の普及・啓発を目的とした事業者等を対象とするセミナーを実施します。

個別調整支援（実施に当たっては本人の同意が必要）

この支援は、患者（社員）からの申し出、又は患者（社員）から主治医の意見書が提出された企業担当者や産業保健スタッフ等からの申し出により実施します。個別に事業者と患者（社員）の間の治療と仕事の両立に関する調整支援を行い、両立支援プラン・職場復帰支援プランの作成を助言・支援します。

申込方法を
選択し、
クリック！

Faxによる
申し込み

Webによる
申し込み

サービスの
基本的流れ

ご清聴ありがとうございました。



さんぽくん

東京産業保健総合支援センター